

第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第三十項から第三十二項まで、附則第七条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年佐賀県条例第六十二号。以下この条及び次条において「条例第六十二号」という。）附則第六項、附則第八条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和四十八年佐賀県条例第二十九号。以下この条及び次条において「条例第二十九号」という。）附則第五項から第八項まで、佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十九年佐賀県条例第四号。以下この条及び次条において「条例第四号」という。）附則第三項並びに附則第九条の規定による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年佐賀県条例第三十七号。以下この条及び次条において「条例第三十七号」という。）附則第四項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第三十項から第三十二項まで、附則第三十五項及び第三十六項、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第六十二号附則第六項、附則第八条の規定による改正後の条例第二十九号附則第五項から第八項まで、条例第四号附則第三項並び

に附則第九条の規定による改正後の条例第三十七号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 職員のうち新条例第七条第五項及び第六項並びに第七条の四第一項から第三項までの規定により新条例第五条の二第二項第二号から第十九号までの規定に規定する期間が新条例第七条第一項に規定する職員としての引き続き在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続き在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として別に知事が定める額」とする。

第三条 職員が施行日以後平成二十一年三月三十一日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第三十項から第三十二項まで、附則第七条の規定による改正前の条例第六十二号附則第六項、附則第八条の規定による改正前の条例第二十九号附則第五項から第八項まで、条例第四号附則第三項並びに附則第九条の規定による改正前の条例第三十七号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 退職した者でその勤続期間が二十五年以上のもので、次に掲げる額のうち

いずれか少ない額（その少ない額が十万円を超える場合には、十万円）

イ 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の五に相当する額

ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

二 施行日以後平成十九年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が百万円を超える場合には、百万円）

イ 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の七十に相当する額

ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

三 平成十九年四月一日以後平成二十一年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が五十万円を超える場合には、五十万円）

イ 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の三十に相当する額

ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

2 前条第二項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額」として別に知事が定める額」とする。

第四条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第五条の二の規定の適用については、同条第一項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年佐賀県条例第 号）附則第二条第一項に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。

第五条 新条例第六条の四の規定により退職手当の調整額を計算する場合にお

いて、基礎在職期間の初日が平成八年四月一日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一項	その者の基礎在職期間（	平成八年四月一日以後のその者の基礎在職期間（
第二項	基礎在職期間	平成八年四月一日以後の基礎在職期間

第六条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に必要なる経過措置は別に知事が定める。

（佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第七条 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年佐賀県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六條の五まで」に改め、同項第三号中「第六条の規定に該当する」を「第六条又は第六條の二の規定に該当する」に、「第六条の規定により」を「第二条の三、第三条、第五条から第五条の三まで及び第六条から第六條の四までの規定により」に改める。

（佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第八条 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年佐賀県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第三条から第五条の二まで」を「第三条から第五条の三まで」に改める。

附則第六項中「第四条」を「第三条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第四条及び」を「第三条第一項及び第五条の二並びに」に改める。

附則第七項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条及び第五条の二並びに」を「第五条から第五条の三まで及び」に改める。

附則第八項中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。

附則第十四項中「第三条から第五条の二まで」を「第二条の三及び第六条の五」に、「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。

(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第九条 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年佐賀県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第四条」を「第三条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条」を「同項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第十条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定については、一般の派遣職員の派遣の期間は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第十一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第七条第四項の規定は、適用しない」を「第六条の四第一項及び第七条第四項の規定については、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす」に改める。

(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第十二条 佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第七条第四項」を「第六条の四第一項及び第七条第四項」に、「同項」を「同条例第六条の四第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての佐賀県職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

(公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十三条 公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に改め、同条第二項中「第七条第四項の規定は」を「第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については」に、「については、適用しない」を「は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす」に改める。

第十八条中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に改める。

参考資料

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

改正前

(退職手当の支給)

第二条 略

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気が（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

(退職手当の支給)

第二条 略

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第四条中二十五年以上勤続した者の退職に係る部分並びに二十年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気が（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

(退職手当の支払)

第二条の二 略

2 次条及び第六条の五の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第九条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の支払)

第二条の二 略

2 次条から第五条までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第九条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

ない。

(一般の退職手当)

第二条の三 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）
第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が月額で定められている者については、給料の日額の二十一日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 略

二十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百十

三十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

四十二年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百

五十六年以上三十年以下の期間について

い。

(普通退職の場合の退職手当)

第三条 次条又は第五条第一項若しくは第二項の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が月額で定められている者については、給料の日額の二十一日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 略

二十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百十

三十二年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の百二十

四十六年以上二十年以下の期間について

ては、一年につき百分の百六十
六 三十一年以上の期間については、一年
につき百分の百二十

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第二項並びに第五条第一項及び第二項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間一年以上十年以下の者 百分の六十
- 二 勤続期間一年以上十五年以下の者 百分の八十
- 三 勤続期間十六年以上十九年以下の者 百分の九十

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続して退職した者(佐賀県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年佐賀県条例第三号)第二条の規定により退職した者(同条例第四條第一項の期限、同条第二項の規定により延長された期限又は同条第四項の規定により繰り上げられた期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勲奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第二項並びに第五条第一項及び第二項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間一年以上五年以下の者 百分の六十
- 二 勤続期間六年以上十年以下の者 百分の七十五
- 三 勤続期間十一年以上十九年以下の者 百分の九十

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第四条 二十五年以上勤続して退職した者(次条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)、二十年以上二十五年未満の期間勤続して退職した者(佐賀県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年佐賀県条例第三号)第二条の規定により退職した者(同条例第四條第一項の期限、同条第二項の規定により延長された期限又は同条第四項の規定により繰り上げられた期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の

又は二十五年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。))に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 略
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

2 前項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。))による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。))により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。))に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は二十五年以上勤続して退職した者(佐賀県職員の定年等に

非違によることなく勲奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。))又は勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 略
- 二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十五

2 前項の規定は、二十年以上二十五年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。))による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。))により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。))に対する退職手当の額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当)

第五条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は二十五年以上勤続して退職した者(佐賀県職員の定年等に

<p>関する条例第二条の規定により退職した者 (同条例第四条第一項の期限、同条第二項の規定により延長された期限又は同条第四項の規定により繰り上げられた期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五</p> <p>三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十</p> <p>四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五</p> <p>2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p>	<p>関する条例第二条の規定により退職した者 (同条例第四条第一項の期限、同条第二項の規定により延長された期限又は同条第四項の規定により繰り上げられた期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五</p> <p>三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十</p> <p>四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百五十</p> <p>2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の額について準用する。</p> <p>3 第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつて退職手当の額とする。</p> <p>一 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十</p>	<p>関する条例第二条の規定により退職した者 (同条例第四条第一項の期限、同条第二項の規定により延長された期限又は同条第四項の規定により繰り上げられた期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五</p> <p>三 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百八十</p> <p>四 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百五十</p> <p>2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の額について準用する。</p> <p>3 第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつて退職手当の額とする。</p> <p>一 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十</p>
<p>(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、</p>		
<p>二 勤続期間一年以上三年未満の者 百分の四百五十</p> <p>三 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十</p> <p>4 前項の基本給月額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて別に知事が定める額とする。</p> <p>5 第一項及び第三項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、退職の日の翌日から一年内に再び職員となつた者が、その再び職員となつた日から起算して一年内に退職した場合においては、適用しない。</p>	<p>二 勤続期間一年以上三年未満の者 百分の四百五十</p> <p>三 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十</p> <p>4 前項の基本給月額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて別に知事が定める額とする。</p> <p>5 第一項及び第三項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、退職の日の翌日から一年内に再び職員となつた者が、その再び職員となつた日から起算して一年内に退職した場合においては、適用しない。</p>	<p>二 勤続期間一年以上三年未満の者 百分の四百五十</p> <p>三 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十</p> <p>4 前項の基本給月額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて別に知事が定める額とする。</p> <p>5 第一項及び第三項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、退職の日の翌日から一年内に再び職員となつた者が、その再び職員となつた日から起算して一年内に退職した場合においては、適用しない。</p>